４　事業団は、法第四十七条の三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合には、第一条第一項の規定による異動報告書（同項第一号に係るものに限る。）若しくは第一条の五第一項の規定による申請書の提出を受け、又は施行令第十一条第一項の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該異動報告書若しくは申請書又は申出に係る加入者及び被扶養者の資格に係る情報を、電磁的方法により、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

５　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［項を加える。］

４　［同上］

附　則

この省令は、令和六年五月七日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）第四条第一項の規定に基づき、及び船舶法（明治三十二年法律第四十六号）を実施するため、船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂本　哲志

船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十七条ノ三　船舶原簿ハ其全部ヲ電子計算機ニ備フルファイル又ハ磁気ディスク（之ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確実ニ記録シ得ル物ヲ含ム）ヲ以テ調製スベシ	**第十七条ノ三**　船舶原簿ハ其全部ヲ磁気ディスク（之ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確実ニ記録シ得ル物ヲ含ム以下同ジ）ヲ以テ調製スベシ
②～⑥　（略）	②～⑥　（略）

（小型船舶登録規則の一部改正）

第二条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第十条　（原簿の調製の方法）	**第十条**　（原簿の調製の方法）
（略）	（略）

２　登録令第四条第一項の規定により調製を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第六号の規定に基づき、並びに同法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂本　哲志

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制区等を飛行する場合の飛行の方法）	（法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制圏等を飛行する場合の飛行の方法）
第百九十八条の四　航空機は、法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制区（特別管制空域及び第百九十八条の六に規定する高さ以上の空域を除く。第四号において同じ。）、管制圏（特別管制空域を除く。第五号において同じ。）又は情報圏を飛行するときは、次の各号に掲げる基準に従つて飛行しなければならない。ただし、当該許可に際しこれらの基準と異なる条件が付されたときは、この限りでない。	**第百九十八条の四**　航空機は、法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制圏（特別管制空域を除く。）又は情報圏を飛行するときは、次の各号に掲げる基準に従つて飛行しなければならない。ただし、当該許可に際しこれらの基準と異なる条件が付されたときは、この限りでない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　管制区を飛行する場合にあつては、当該管制区の管制業務を行う機関と常時連絡を保つこと。	（新設）
五　（略）	四　（略）